

白岡ニュータウン自治会規則

第1章 総 則

(名称及び事業所)

第1条 本自治会は「白岡ニュータウン自治会」(以下「自治会」という)と称し、その事務所を白岡ニュータウン(以下「本住宅地」という)内におく。

(構 成)

第2条 自治会は本住宅地内に居住する者及び商業施設内で営業等を営む者によって構成する。但し居住する者及び営業等を営む者が不在でも、建物等が存在する場合には、その建物等の所有者によって構成する。

(目 的)

第3条 自治会は会員相互の協力によって、本住宅地の生活環境の維持増進と会員の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2章 自治会の業務

(自治会の業務)

第4条 自治会はその目的を達成するために次の各号の業務を行う。

- (1) 防犯灯・ゴミ置場等の使用・保全・清掃・その他日常の維持管理に関すること
- (2) 防犯灯の新設・処分または変更に関すること
- (3) 自治会費・その他費用の賦課・徴収及び保管並びに支出に関すること
- (4) 本住宅地の美化・環境保全等に関すること
- (5) 会員名簿その他必要書類の作成及び保管に関すること
- (6) 集会所の運営・維持管理に関すること
- (7) 緑化規約の運営に関すること
- (8) 前各号のほか、総会において決議された業務に関すること

(自治会業務の委託)

第5条 自治会はその業務の一部を他に委託して執行できる。

(会員資格の得喪)

第6条 会員の資格は本住宅地に居住または営業等を営むことにより取得し、他に転出することにより喪失する。但し居住する者または営業等を営む者が不在でも、建物が存在する場合にはその建物等の所有者であることにより会員の資格を取得し、所有者でなくなることにより喪失する。

(届 出)

第7条 新たに会員の資格を得た者あるいは会員の資格を失った者は、7日以内に所定の用紙にて自治会に届け出るものとする。

(権利義務の承継)

第8条 会員が資格を失ったときは、当該会員に代わり新たに居住する者が会員としての権利義務の一切を承継する。

(会員の義務)

第9条 すべての会員は本規則並びに役員会の決定を遵守し、自治会の活動、事業に協力する義務を負う。

(自治会費等)

第10条 会員は次の各号に掲げる費用を会費として自治会に納入する。

- (1) 自治会の運営に関する費用
 - (2) ゴミ置場及び集会所の維持管理費用
 - (3) その他自治会で必要と認めた費用
- 2 会員はその資格を失った場合において、すでに納入した自治会費の払い戻しを請求できない。
- 3 会長は必要があると認める場合、役員会に諮って自治会費等を減額又は免除することができる。

(支払方法)

第11条 自治会費は原則自治会の指定する金融機関からの自動引き落としにて支払うものとする。

第3章 自治会の運営

(総会)

第12条 総会は自治会の最高の議決機関であって、会員及び役員構成する。

- 2 総会の成立は、議決決定権を有する会員の2分1以上の出席で成立する。但し、総会の出席は委任状の提出を以ってこれに代えることができる。
- 3 通常総会は毎年1回4月に開く。但し、役員会が必要と認めたとき及び会員の4分1以上の要求があつたとき臨時に総会を開く。
- 4 総会の開催は原則として10日前までに議題を付して会員に通知しなければならない。

(議決事項)

第13条 総会の議決事項は次の各号の通りとする。

- (1) 本規則及び細則の制定、変更または廃止
- (2) 役員を選任、解任
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 自治会費の変更並びに賦課の方法
- (5) その他自治会活動に必要な事項

(議 決 権)

第14条 会員は住宅等一戸につき1票の議決権を有する。

(議決の方法)

第15条 総会の議事は議決権を有する者の2分の1以上が出席し、その議事は出席者の過半数の賛成を得てこれを決定する。

- 2 前項にかかわらず第13条(2)号の役員解任については議決権を有する者の2分の1以上の書面による合意によるものとする。
- 3 議決権は署名押印による委任状を所持する会員によっても行使することができる。
- 4 この規則により総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面による合意があった場合は総会の議決があったものとみなす。

第4章 役 員

(役 員)

第16条 自治会には下記の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名

各部部長 1名・副部長 3名(総務、広報、事業、保安、環境)

会計部部長 1名・副部長 1名 監事 2名

(役員候補者の選出方法)

第17条 役員候補者の選出は自薦または会員・役員推薦によるか、次期班長による抽選で選出する。

(役員兼職の禁止等)

第18条 役員及び監事は、監事または役員を兼ねてはならない。また、同一世帯から2人以上の役員を選出することはできない。

(役員権限及び任務)

第19条 役員権限及び任務は次の各号の通りとする。

- (1) 会長は自治会を代表し、その業務を掌握し総会・役員会等を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等生じたときはその職務を代行する。
- (3) 会計部は自治会の会計を掌握する。
- (4) 役員は自治会の業務を分担する。但し、連絡事項は班長に更に分担させることができる。
- (5) 監事は自治会に対し独立の地位をもって自治会の資産及び会計事務を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期及び退任)

第20条 役員任期及び選任は次の各号の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とする。
- (2) 役員再任はこれを妨げない。

- (3) 役員は役員会の承認を得て退任できる。
- (4) 役員の退任に伴う補充は役員会の承認を得て選任することができる。
なお直近の総会において承認を受けるものとする。
- (5) 欠員補充または増員による役員の任期は現に在任する役員に従う。

第21条 役員は無報酬とする。

第5章 役員会

(役員会)

第22条 役員会は総会の議決及び規則等に基づく業務の執行並びに日常業務を処理する。

- 2 役員会は必要の都度、会長が招集し開催する。
- 3 監事は役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 役員会の議事については議事録を作成しなければならない。

(役員会の機能)

第23条 役員会は次の各号の機能をもつ。

- (1) 総会から委任された事項を決めること
- (2) 緊急事項の処理をすること。但し、この場合は事後に総会の承認を受けなければならない
- (3) この規則の執行に必要な細則を決めること
- (4) 予算案等各種の原案を作成すること

(役員会の決議)

第24条 役員会は構成員の3分の2の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数の賛成を得てこれを決定する。

第6章 班長

第25条 本自治会の地域を、各街区に区分し班をおく。但し、街区の区画数が少ない場合は2つの街区で1つの班とすることができる。

- 2 各班には班長1名をおく。
班長の選出は班内において交替制とし、区画番号の若い順とする。
班長の任期は4月1日より1年間とする。
- 3 班長は班内を総括し自治会の指示及び回覧事項を会員に周知徹底させる。
- 4 班長は各部に所属して、円滑な自治会運営に協力する。
- 5 高齢化に伴い班長業務が難しい場合や障害等で困難な場合は、班内において考慮して班長を免除する。

第7章 会計

(会計年度)

第26条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予 算)

第27条 役員会は予算書を作成して通常総会にて当該年度の収支計画を提出し、審議を受け、議決を得なければならない。

2 役員会は通常総会の議決により決定した予算書に基づいて収支を行うものとする。

(決 算)

第28条 役員会は決算書を作成して通常総会にて前年度の収支状況並びに前年度末の財政状態を報告し承認を得なければならない。

(収 益)

第29条 自治会の収益は次の各号の通りとする。

- (1) 自治会費及びその利息
- (2) その他の収益

(費 用)

第30条 自治会の費用は第3条に掲げる自治会の目的を達成するための費用とし、前条の収益を充てる。

(帳 簿)

第31条 自治会は次の各号の帳簿を保管し、会員の請求があったときはこれを閲覧させなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計帳簿
- (3) 備品台帳

第8章 雑 則

(想定外事項)

第32条 本規則及び細則に定めない事項については総会の議決による。

(損害賠償)

第33条 会員が自治会に損害を与えたときは、当該会員は復旧あるいは賠償をしなければならない。

(勸 告)

第34条 会員が本規則に違反したり他の会員に迷惑をかけたときは、役員会は当該会員にこれを是正するよう勧告する。

1. 本規則は平成元年1月に22日の設立総会で承認を得て、同日より施行する。
2. 平成元年4月23日の第1回通常総会で規則の一部を改正する。

3. 平成2年4月30日の第2回通常総会で規則の一部を改正する。
4. 平成6年4月29日の第6回通常総会で規則の一部を改正する。
5. 平成12年4月29日の第12回通常総会で規則の一部を改正する。
6. 平成14年5月3日の第14回通常総会で規則の一部を改正し、平成14年4月1日から適用する。
7. 平成15年4月29日の第15回通常総会で規則の一部を改正し、平成15年4月1日から適用する。
8. 平成17年4月29日の第17回通常総会で規則の一部を改正する。
9. 令和4年4月29日の第34回通常総会で規則の一部を改正する。
10. 令和5年4月29日の第35回通常総会で規則の一部を改正する。